

舞鶴市

事業者原油価格・物価高騰緊急対策事業給付金

－ 急激な物価高騰の影響を受ける事業者を支援します －

給付金申請要領

令和4年10月19日版

舞鶴市 産業振興部 産業創造・雇用促進課内

「事業者支援特別相談窓口」

TEL : 0773-66-0028

FAX : 0773-62-9891

給付目的

新型コロナウイルス感染症、国際情勢等に起因する急激な原油価格・物価高騰に直面している市内中小企業や個人事業主の負担軽減を図り、今後の事業の継続を支援します。

支給要件

下記のすべてに該当する場合は、給付金の対象となります。

- (1) 舞鶴市内に本店または主たる事務所（※）を有する法人若しくは事業を営む者が舞鶴市内に住所を有する個人事業主であること。（※法人の登記事項証明における本店を指す）
- (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。

業種分類	中小企業基本法における中小企業の定義（いずれかを満たす者）	
	資本金の額または出資金の総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

- (3) 令和4年3月31日以前から市内で事業をしており、今後も事業継続の意思があること。
- (4) 市税の滞納をしていないこと（徴収の猶予を受けているものを除く）。
- (5) 事業に必要な許認可を取得していること。
- (6) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、舞鶴市暴力団排除条例第2条第3号及び第4号に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。また、上記の暴力団員等及び暴力団密接関係者が、経営に事実上参画していない者であること。

不支給要件

下記の(1)から(6)のうち、いずれかに該当する場合は、給付金の対象外となります。

- (1) 主たる事業が、日本標準産業分類で「農業、林業」「漁業」に分類される業を営む者
- (2) 福祉、医療等の公的サービス提供事業所（市が別途実施する公的サービス提供事業所を対象とする原油価格・物価高騰緊急対策事業給付金の対象者に限る）
- (3) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」または「接客業務受託営業」を行う事業者
- (5) 宗教上の組織又は団体及び政治団体
- (6) その他、舞鶴市事業者原油価格・物価高騰緊急対策事業給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの。

申請期間・方法

(1) 申請期間

令和4年10月17日（月）から令和5年1月31日（火）※消印有効

(2) 申請方法

必要書類を添えて原則、郵送で申請してください。

（郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」または「レターパックプラス」を用いてください。）

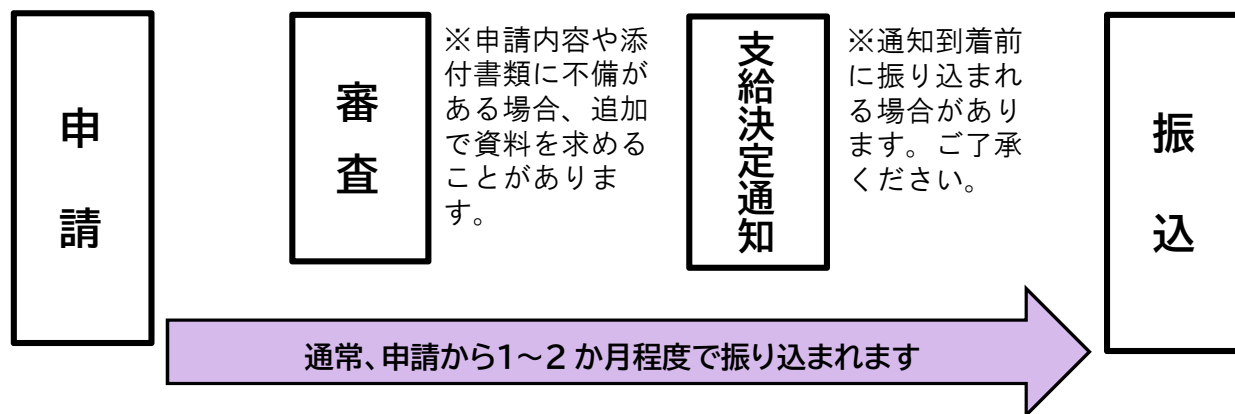
【提出先】 〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地
舞鶴市 産業創造・雇用促進課内
「事業者支援特別相談窓口」

※なお、申請書等については舞鶴市役所（産業創造・雇用促進課内「事業者支援特別相談窓口」）及び西支所に配架しています。舞鶴市ホームページからのダウンロードも可能です。

<URL> <https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000010378.html>



申請から支給までの流れ



給付額について

次の区分に応じ、1事業者につき1回に限り、所定の金額を給付いたします。

区分	法人	個人事業主 (フリーランスを含む)
建設業・製造業・運輸業、郵便業	20万円	10万円
上記以外の業種	10万円	5万円

※業種については次に示す日本標準産業分類における大分類により決定します。

《参考》日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）

大分類名	中分類名	大分類名	中分類名	
C 鉱業,採石業,砂利採取業	鉱業,採石業,砂利採取業	I 卸売業,小売業	各種商品卸売業	
	D 建設業		総合工事業	繊維・衣服等卸売業
職別工事業(設備工事業を除く)			飲食料品卸売業	
設備工事業			建築材料,鉱物・金属材料等卸売業	
E 製造業	食料品製造業		機械器具卸売業	
	飲料・たばこ・飼料製造業		その他の卸売業	
	繊維工業		各種商品小売業	
	木材・木製品製造業(家具を除く)		織物・衣服・身の回り品小売業	
	家具・装備品製造業		飲食料品小売業	
	パルプ・紙・紙加工品製造業		機械器具小売業	
	印刷・同関連業	その他の小売業		
	化学工業	無店舗小売業		
	石油製品・石炭製品製造業	J 金融業,保険業	銀行業	
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)		協同組織金融業	
	ゴム製品製造業		貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関	
	なめし革・同製品・毛皮製造業		金融商品取引業,商品先物取引業	
	窯業・土石製品製造業		補助的金融業等	
	鉄鋼業		保険業(保険媒介代理業,保険サービス業を含む)	
	非鉄金属製造業		K 不動産業,物品賃貸業	不動産取引業
	金属製品製造業			不動産賃貸業・管理業
	はん用機械器具製造業			物品賃貸業
	生産用機械器具製造業		L 学術研究,専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
	業務用機械器具製造業	専門サービス業(他に分類されないもの)		
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	広告業		
電気機械器具製造業	M 宿泊業,飲食サービス業	技術サービス業(他に分類されないもの)		
情報通信機械器具製造業		宿泊業		
輸送用機械器具製造業		飲食店		
その他の製造業	N 生活関連サービス業,娯楽業	持ち帰り・配達飲食サービス業		
F 電気・ガス・熱供給・水道業		電気業	洗濯・理容・美容・浴場業	
		ガス業	その他の生活関連サービス業	
	熱供給業	娯楽業		
	水道業	O 教育,学習支援業	学校教育	
G 情報通信業	通信業		その他の教育,学習支援業	
	放送業		P 医療,福祉	医療業
	情報サービス業	保健衛生		
	インターネット附随サービス業	社会保険・社会福祉・介護事業		
映像・音声・文字情報制作業	Q 複合サービス事業	郵便局		
H 運輸業,郵便業		鉄道業	協同組合(他に分類されないもの)	
		道路旅客運送業	廃棄物処理業	
	道路貨物運送業	自動車整備業		
	水運業	機械等修理業(別掲を除く)		
	航空運輸業	職業紹介・労働者派遣業		
	倉庫業	その他の事業サービス業		
	運輸に附帯するサービス業	政治・経済・文化団体		
	郵便業(信書便事業を含む)	R サービス業(他に分類されないもの)	宗教	
		その他のサービス業		
		外国公務		

提出書類について

1	舞鶴市原油価格・物価高騰緊急対策事業給付金交付申請書兼同意・宣誓書
2	振込口座の通帳の写し 申請書に記載した振込口座の写しを添付（通帳の表紙を開いたページ。銀行コード、支店コード等が記載されたページの写しを添付）
3	<p>確定申告書の写し</p> <p>【法人】直近の決算期分の確定申告書</p> <p>①確定申告書別表一の控え 税務署の收受印が押されていること。e-taxによる申請の場合は「受信通知」を添付してください。</p> <p>②法人事業概況説明書</p> <p>【個人】令和3年分の確定申告書（確定申告書第一表）または市民税・府民税申告書 確定申告書においては、税務署の收受印が押されていること。e-taxによる申請の場合は「受信通知」を添付してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆新規開業された事業者で決算期や申告時期を迎えていない場合は、下記の書類を提出してください。</p> <p>①開業届または法人設立届の写し</p> <p>②開業月以降の売上台帳の写し</p> </div>
4	<p>本人確認書類の写し</p> <p>【法人】履歴事項全部証明書（令和4年4月1日以降発行のもの）</p> <p>【個人】運転免許証、個人番号カード（表面）、健康保険証等</p>
5	<p>（建設業・製造業・運輸業、郵便業のみ）主たる事業として対象業種を営んでいることが確認できる資料</p> <p>① 履歴事項全部証明書、事業に関する許認可証、定款、開業届、その他対象業種を営んでいることが客観的に確認できる資料の写しのうちいずれか1点</p> <p>② 「事業収入内訳書【別添様式】」</p>

◆雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主

雇用契約によらない、業務委託等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として税務上の雑所得又は給与所得で確定申告している方は「個人事業主」の提出書類に加え、下記の書類を提出してください。

- ①申請者本人の国民健康保険証の写し
- ②令和3年度中の業務委託契約書の写し